

政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（抄） （平成23年3月）

（1）「領収書等」の必要記載事項

○ 検討すべき事項

政治資金規正法の「領収書等」の定義については以下の点が指摘されている。

- （Ⅰ） 政治資金規正法上、「領収書等」の必要記載事項として上記3事項のみが明記され、支出の実在性を担保する上で重要な領収書等の発行者に関する情報の記載については明示的に要求されていない。

しかしながら、政治資金規正法上、支出を確認するための情報として、会計帳簿及び収支報告書に、3事項に加え、「支出を受けた者の氏名（団体にあつてはその名称。以下同じ。）」及び「支出を受けた者の住所（団体にあつてはその主たる事務所の所在地。以下同じ。）」の記載が求められているところであり、これらの事項も領収書等の必要記載事項とし、これらにより確認することとするのが適当ではないか。

（参考）消費税法の取扱い

3万円以上の課税仕入れを証する書面に「書類の作成者の氏名又は名称」の記載が求められている（消費税法第30条第9項第1号及び第2号）。

- （Ⅱ） 「支出の目的」の記載に欠ける領収書は、商慣習上広く作成、流通しており、税法上も、「支出の目的」が記載された他の書面と併せて支出を証する書面として取り扱われているが、政治資金規正法の解釈・運用上、一の書面上に3事項が記載されていない場合には、「領収書等」として取り扱わないこととされている。

したがって、このような場合には、改めて領収書への追記や領収書の再発行を求めることが必要とされるなど、大きな事務負担を生じている。

○ 検討の方向性

- （Ⅰ） 「支出を受けた者」等を必要記載事項とすることについて

「支出を受けた者の氏名」については、領収書等の真正性に関わる重要な情報であり、税法においても支出を証する書面としての必要な情報とされている。

実態としても、ほとんどの場合、領収書等には氏名の記載が行われており、これを必要記載事項とした場合にも、新たな事務負担等が生ずるケースは少ないものと考えられる。（ただし、洗車機の領収書等、少額の支出について支出を受けた者の氏名が記載されていない書面もある実態も報告されている。）

「支出を受けた者の住所」については、支出を受けた者の実在性を補完する情報であるが、税法では、消費税法で高額領収書の交付を受けなかったときに帳簿記載が求められるものの、一般的に帳簿や証拠書類上の必要記載事項とされていない。

また、少額領収書等で住所を記載していない領収書も多く作成、流通している実態が存在する。

こうした現状を踏まえつつ、当委員会では、政治資金監査マニュアルにおいて、高額領収書等のうち氏名や住所など発行者に関する事項の記載がない場合又は曖昧である場合には、当該領収書等が真正なものであることを会計責任者等に確認する取扱いとしたところである。

さらに進んで、法律上の取扱いとして、これらの事項を領収書等の必要記載事項とすべきかどうかについては、国会議員関係政治団体においてはすべての支出に領収書等の徴収義務が課せられていること、領収書等の必要記載事項の規定はすべての政治団体に適用されること等を踏まえつつ、以下のとおり、検討を行っていくことが適当である。

ア 「氏名」

必要記載事項として取り扱うことについて、商取引における実態上、これらの記載を義務付けることが困難な事例をさらに検証しつつ、これらの事例の取扱い等も含め、検討を行う。

イ 「住所」

商取引における実態上、特に少額領収書等について記載がないものも多く作成・流通していること、税法上も必要記載事項とされていないこと等を踏まえつつ、記載の義務付けの当否及びその範囲等について検討を行う。

なお、会計帳簿における必要記載事項から住所を外すべきとの議論との関係にも留意する必要がある。

(Ⅱ) 単一の書面に必要記載事項のすべては記載されていない場合、これらについて記載のある請求書等他の書面と併せて支出を証すべき書面として取り扱うことについて

支出の目的の記載に欠けた領収書も多く作成、流通している実態が存在し、税法でも、課税控除の対象となる支出について、領収書等のみではなく、より広い範囲の複数の書面で必要記載事項を確認することを認めている。

したがって、当委員会では、政治資金監査上の取扱いとして、支出の目的が記載されていない領収書等について、当該領収書等の発行者情報を含

む領収書等の記載事項と会計帳簿の記載事項との整合性がとれている場合は、支出状況の確認に活用できる旨の見解を示したところであるが、さらに政治資金規正法上も、一の書面にすべての事項が記載されていない場合、一律に領収書等が存在しないものとして扱うのではなく、当該書面と相互の関係性を確認でき、かつ当該書面と併せて領収書等と同程度に支出の実在性を担保できる書面で必要記載事項が補完的に確認できる場合には、両書面を合わせて領収書等として扱い、国民の監視と批判の下に置くという取扱いも想定される。

一方で、税法における証拠書類が事業者において保存しておくべき書類であるのに対し、政治資金規正法における領収書等は、政治団体において保存しておくだけにとどまらず、政治団体がその写しを総務省又は都道府県選挙管理委員会に収支報告書と併せて又は少額領収書等の写しの提出命令に応じて提出し、総務省又は都道府県選挙管理委員会が、その提出された写しを保存し、情報公開請求や少額領収書等の写しの開示請求に応じて公開することが必要となるものである。したがって、提出・保存書類の増加による関係者の事務負担の増大等の観点に留意する必要がある。

政治資金監査は、支出に係る関係書類の記載が整合的であるかどうかを外形的・定型的に確認するものであることから、当委員会では、政治資金監査マニュアルにおいて、必要記載事項に不備のある領収書等に係る支出について、当該支出の内容を示す請求書等の書類が領収書等と一体として保存され、会計責任者から示された場合には、これらの書面の記載事項を併せて支出の状況の確認に活用できることとしたところである。

さらに進んで、法律上の取扱いとして、会計責任者に徴収、保存、提出義務が課される領収書等について、単一の書面に必要記載事項が記載されていない場合、必要記載事項を補完する他の書面と併せた複数書面でもよいとする事については、関係者の事務負担、国民の目から見た透明性の確保といった観点に留意しつつ、検討を行っていくことが適当である。

なお、その際には、登録政治資金監査人から、振込明細書についても支出目的が請求書等で確認できれば足りるのではないかとする意見が多く寄せられていることも踏まえ、併せて検討を行っていくことが適当である。